

令和2年第5回臨時会

湯前町議会議録

開会 令和2年8月20日

閉会 令和2年8月20日

熊本県球磨郡湯前町

令和2年第5回臨時会

会 期 令和2年8月20日(木) 1日間

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
8	20	木	本会議	午前10時00分	開会宣言 会期の決定 議案審議

令和2年第5回湯前町議会臨時会

[第1号]

令和2年8月20日
午前10時00分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3	承認第 5号	専決処分承認について（令和2年度湯前町一般会計補正予算（第3号））
日程第4	議案第42号	令和2年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について
日程第5		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町		長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総	務	課	長	高	橋	誠	税	務	町	民	課	長	由
教	育	課	長	北	崎	介	保	健	福	祉	課	長	美
建設	水道	課	長	皆	越	克	企	画	観	光	課	長	か
農林	振興	課	長	稻	森	一							

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第5回湯前町議会臨時会を開会します。これから本日の会議を開きます。

本臨時会の説明員は、各執行機関代表及び委任された説明員として課長職及び各課職員が通知されています。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、山下議員、遠坂議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定しました。

-----○-----

日程第3 承認第5号 専決処分承認について（令和2年度湯前町一般会計補正予算（第3号））

○議長（倉本 豊君） 日程第3、承認第5号、「専決処分承認について（令和2年度湯前町一般会計補正予算（第3号））」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 皆様、改めまして、おはようございます。それでは、承認第5号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

令和2年度湯前町一般会計補正予算（第3号）の専決処分につきましては。令和2年7月豪雨災害におきまして、本町におきましては、人的被害がなかったものの、道路や林道、河川、水路等に甚大な被害をもたらしたところでございます。発災後、緊急的な土砂除去など応急的な処置に要した経費、それから災害ごみの処理費用、そして今後、本格的な復旧に向けまして、農林振興課と建設水道課に災害復旧係を設置し、プレハブ事務所設置等におきます費用、それから早急に必要な経費等につきまして、補正予算を組ませていただいたところでございます。その内容につきましての専決処分をさせてい

ただいたところでございます。

歳入歳出予算の総額に、4,056万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億5,349万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第3号）を専決させていただいた内容について御説明いたします。専決日は8月4日でございます。

事項別明細書の歳出14ページをお開きください。

今回の補正につきましては、人吉球磨地方に甚大な被害をもたらした令和2年7月豪雨に伴います災害、その発災直後の道路、林道、河川等の早急な土砂除去など応急処置に要した経費、また床上床下浸水の世帯における災害ごみの処理費用、そして今後、災害箇所の本格復旧に向けて、町長申されましたように、2つの課に災害復旧係を設置したことによる事務所設置等における費用など、早急な補正予算を行ったもので、専決いただいたものでございます。

款2総務費でございます。一般管理費の86万円の減額でございます。議案説明資料のほうも併せてご覧いただければと思いますが、節1報酬から旅費まで、総務課の会計年度任用職員1名の雇用でしたが、今回の災害関係で、8月1日付け、農林振興課と建設水道課に災害復旧係をそれぞれ設け、専任職員を置く人事異動を行ったこと、そして、この人事異動において、税務町民課の職員を異動することで人員減となることから、総務課の会計年度任用職員の方を、職員減となった税務町民課に異動していただいて対応していただくため、総務課の人件費を税務町民課の予算に移して歳出更正をしたものでございます。

また合わせて、下のほうに飛びますが、項5指定統計費の、会計年度任用職員の雇用、さきほど説明した総務課の会計年度任用職員の方と同じ方になりますが、人件費予算分を4か月分税務町民課のほうに異動して、業務にあたってもらうもので、同じく、総務課の予算から税務町民課の予算に歳出更正したものです。

よって、8月から3月末までの8か月間、この会計年度任用職員の方の人件費を、中ほどの、項3戸籍住民基本台帳費に移して、税務町民課の業務にあたっていただくというものでございます。

次に、目14の災害復旧管理費は、新たな目を設けまして、302万5,000円の予算を計上しました。これは、先ほど説明しましたが、8月1日付けで災害復旧係を新設して、その専用のプレハブ事務所として、役場敷地内に設置することから、その建屋のリース公用車のリース等々ですね、費用を計上しました。

工事請負費は、プレハブ建屋の基礎工事の分でございます。現在、県庁市町村課を通じて、自治法派遣による他の自治体職員4名の要請を行っているところでございます。

15 ページをお開き下さい。

款 4 の衛生費、目 3 の災害廃棄物処理費でございます。103 万 4,000 円でございますが、今回の豪雨災害で、床上浸水、床下浸水の町民世帯の家屋に被害があったことから、災害ごみとして出た廃棄物、レールウイングとなりの広場に仮置場を設置し収集し、運搬処理したものでございます。それに要する経費でございますが、その仮置場の運營業務の委託に要した費用でございます。

なお、歳入の衛生費国庫補助金に、かかった費用の 2 分の 1 を見ていただきますので、51 万 7,000 円を計上しております。災害ごみの収集状況は議案説明資料に載せております。

次に、款 6 の商工費、観光費の 21 万円でございますが、今回の災害のほうで、落雷による湯楽里のコテージ 1 棟の給湯器と分電盤が故障しております。その修繕費を計上しました。町の施設の建物災害共済金の対象物件であったため、町の歳出予算にて計上して、そして修繕を行います。歳入のほうは、歳出と同額の保険共済金の 21 万円を収入予算として計上しております。

次に、款 10 災害復旧費でございます。農業用施設災害復旧費になりますが、議案説明資料のほうにも載せておりますが、今回の豪雨災害で農業用水路等の土砂上げの応急処理に要した修繕料 1,000 万円を計上しました。

次に、項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費になります。議案説明資料のほうにも、応急修繕の状況を載せております。町田川、大谷川など、土砂の流入による土砂上げ撤去など、応急処理に要した修繕料 300 万円を計上しました。

目 2 の道路橋りょう災害復旧費でございます。町道など道路の土砂除去と運搬、倒木の除去というふうな 51 か所に及ぶ応急処理に要した修繕料 2,200 万円を計上しました。

項 4 その他公共施設災害復旧費でございます。観光施設災害復旧費でございますが、議案説明資料にも載せておりますが、グリーンパレスせせらぎ水路への土砂流入による堆積土砂の撤去に要した修繕料 120 万円を計上しました。

次に、13 ページの歳入でございます。

款 20 の繰越金については、今回の補正財源として 714 万 3,000 円を計上いたしました。

款 22 の町債につきましては、災害復旧債として、公共土木施設災害復旧債 2,619 万 9,000 円、そして農林施設災害復旧債 650 万円をそれぞれ計上しました。

10 ページをお開きください。

第 2 表の地方債の補正で「変更」でございます。先ほど申しました公共土木施設災害復旧債、農林業施設災害復旧事業債、のそれぞれの限度額を変更するものでございます。これによって町債の総合計は、4 億 7,730 万 2,000 円となります。

16 ページに、給与費明細書を付けております。以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 災害復旧の事務作業のために、プレハブ建物を造られますが、運用期間は、何月から何月くらいまでの予定でしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 本年度につきましては、8月から3月。これだけでは終わられません。ということで、3年間のリースを考えてございます。

○7番（高橋一雄君） そうしますと、冷房、暖房の空調設備も必要だと思いますが、その設備費も事務所の予算なり、事務備品のリース料の中に入っているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 説明が大変不十分でございました。申し訳ございません。このプレハブリースの中に、本体のリース、エアコンリース、ブラインド、エアコン取付け、全てを含んだところでのリースになってございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。

これから、承認第5号、「専決処分承認について（令和2年度湯前町一般会計補正予算（第3号））」を採決します。本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、承認第5号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第42号 令和2年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第4、議案第42号、「令和2年度湯前町一般会計補正予算（第4号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第42号、令和2年度湯前町一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ3億7,427万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ41億2,776万8,000円とするものでございます。

主な補正につきましては、令和2年7月豪雨災害において、今後、本格復旧に向けまして、農地、農業用施設、河川、道路、橋梁など、被災箇所の測量、設計業務委託料、そして国の新型コロナウイルス対策での、子ども子育て世帯への給付金対応事業など、そして、那須良輔作品展等のアーカイブ化事業の取組が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第4号）について説明いたします。事項別明細書の12ページをお開きください。

今回の補正につきましては、7月豪雨災害に伴います災害ですが、今後、国の災害査定を受け、激甚災害査定を受ける見込みでございますが、本格的に災害復興・復旧の工事へと進んでいくわけでございます。その被災額は23億円を超える想定でございます。

よって、国の災害査定、そして実施設計額を積算するため、業者への測量設計委託料が主なものでございます。

それではご説明申し上げます。款2総務費でございます。目13特別定額給付金給付事業費についてです。新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴う家計への支援を目的として、国民一人当たり10万円を支給したもので、その事務処理に要する費用を、先の議会で会計年度任用職員2名を補正予算化したのでございますが、募集の結果1名の雇用であって、実績に基づく更正減額しました。

次に、目14災害復旧管理費でございます。賃借料のソフトライセンス使用料14万9,000円は、災害復旧の国の災害査定を受ける際に、図面などの査定説明資料の編集作業を容易かつスピーディに行えるソフトの使用料を計上しました。

また工事請負費については、プレハブ事務所へのIP告知放送端末等の工事を追加で計上しました。

款3民生費でございます。目1の児童福祉総務費です。時間外勤務手当44万3,000円は、今年度、臨時的に新型コロナウイルス感染症対応関連業務、そして要保護児童対策等に対する業務が増えておるところでございます。年度末までの所要額に不足を見込み補正計上いたしました。

次に、節12委託料でございます。16万3,000円でございますが、病児病後児保育事業委託料で、国の新型コロナ感染症対策事業分のものでございまして、公立多良木病院の「ホッと館」の感染症防止対策での来館者のスリッパ等の履物除菌消毒機器の購入に対する委託料を計上しました。歳入に国庫補助金の子ども子育て交付金に補助率10分の10を含め計上のうえ充当いたしました。

次に、節18負担金補助および交付金でございます。60万8,000円は、放課後児童健全育成事業費補助金で、これも新型コロナウイルス感染症対策事業分でございます。小学校の臨時休校における、4月から5月の期間中の学童クラブを平日の午前中から開所するための人材確保に要した経費への補助金25万3,000円と、あわせて、町が感染症対策防止として学童クラブの受け入れを、低学年のみとしたことによる、高学年の児童の保護者へ返納した利用料への補助あわせて60万8,000円を計上しました。

なお、歳入のほう、これには国庫補助金3分の1、県補助金3分の1が対象となりま

すので、計上し充当いたしました。

次に、項2 児童福祉費、目3 母子福祉費でございますが、これも国が実施する新型コロナウイルス感染症対策の「ひとり親世帯臨時給付金事業」、いわゆる児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等へ、1世帯5万円、第2子以降1人につき1万円が支給される制度のものでございます。その事務に要する経費、時間外勤務手当、消耗品費、通信費を計上しました。これは、歳入のほうにも歳出と同額になりますが、国庫補助金10分の10を計上し充当しました。

13ページをお開きください。

目4 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費52万6,000円でございますが、国が実施する「子育て世帯への臨時特別給付金給付事業」、いわゆる児童手当の受給対象の子供さんに、児童手当とは別に一人1万円を支給する制度のものでございますが、その事務に要する、職員の時間外勤務手当を計上し、また、その給付金そのものについて、当初対象児童数380人と見込んでいましたが、公務員分、いわゆる教職員、公立病院、国家公務員、そういった方たちの当初見込みで、役場側で把握できなかった方がありまして、増加が見込めるということでございますので、50人分、50万円を追加にて補正計上しました。これについても歳入のほうで、国庫補助金10分の10を計上し充当しております。

次に、項3 災害救助費でございます。7月の豪雨災害のときですが、3名の避難者の方が自宅への道路が土砂により塞がれ通行止め、帰宅困難となり、ある一定期間、湯愛福祉センターの居住部門に一時滞在していただいた方に対する支援が必要だったということが主なものでございます。

需用費の消耗品費については、避難者の消耗品に加え、3名の避難者の日用品代となっております。また食糧費については、湯愛福祉センターに滞在されていた期間の食事代でございます。

なお、歳入のほうで、県の負担金にて災害救助法で補助がみられる部分、1万8,000円を計上し充当しております。

次に、款7 土木費でございます。土木総務費に78万円の補正については、時間外勤務手当、またCADシステム等の積算システムのアプリソフト使用料を計上しました。

次に、款9 教育費でございます。目4 美術館費249万円の補正予算は、本町の風刺漫画家の那須良輔作品および関連資料群のアーカイブ化事業でございます。おおよそ7千点の収蔵品の目録作成と原画のデジタル化保存を行うものでございます。これは、文化庁の文化芸術振興費補助金、メディア芸術アーカイブ推進支援事業の補助金の交付決定がなされたもので補正予算にて計上したものでございます。

まず、節1 報酬179万5,000円ほか、共済費、旅費について、でございます。アーカ

イブ事務に、会計年度任用職員として2名を雇用する経費でございます。

次に、節13 使用料及び賃借料のソフトライセンス使用料については、アーカイブ化に伴うデジタルデータの編集、3D化等を行うためのソフトウェアの使用料、そして事務に要するパソコンのリース料を計上しました。

また、備品購入費4万円については、保存するための外付けの電子記録媒体の購入費を計上しました。歳入のほうには、交付決定があった国庫補助金163万円を計上し充當いたしております。

次に、14ページをお開きください。

款10 災害復旧費でございます。目1の農地災害復旧工事測量設計業務委託料です。499万9,000円、当初の予算1,000円を合わせまして、500万円となるものでございますが、7月の豪雨災害のもので、被災した地目の田、畑、合計30件の災害復旧に要する測量設計委託料でございます。

なお、126件程の被害した大小ございますが、今回補正する以外の部分については、先に専決補正3号のほうで行いました応急処理した分で行ったものもございまして、多面的機能支払い事業で行う分もあるということでございます。今回の予算については、国の災害査定を受けるための部分についての、測量設計委託ということでございます。

次に、目2の農業用施設災害復旧費でございます。委託料2,499万9,000円、当初予算と合わせまして、2,500万円となるものでございますが、7月豪雨災害のもので、被災した、農業用施設、農道、ため池、合計14件の災害復旧に要する測量設計委託料でございます。

次に、流木処分委託料は、町内の河川に流木として橋の欄干等に引っかかったもの、土砂崩落とともに流出してきた流木、そういった流木の約600立米分の処理に要する経費750万円を計上しました。

次に、目3 林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧工事測量設計業務委託料8,399万9,000円でございますが、7月豪雨災害で被災した林道でございまして、長谷場線、火の谷線、牧良線等々の合計5路線の災害復旧に要する測量設計委託料でございます。

以上、農林水産施設の災害復旧の財源となる歳入のほうでございますが、災害復旧事業として申請しているところでございますが、補助の内容、そして補助裏として考えている地方債として災害復旧事業債等の協議が今からでございますので、今回の補正予算では、財政調整基金等の一般財源で計上して、充當させていただきまして、補助金、地方債等の協議が整い次第、今後の議会で財源更正による補正予算をお願いしたいと考えております。

次に、項2の公共土木施設災害復旧費、目1 河川災害復旧費は、国の災害査定事務に要する職員の出張旅費、また、災害査定に必要な消耗品費を計上しております。

委託料については、河川災害復旧測量設計業務委託料 5,255 万 9,000 円、これについては、被災した河川でございまして、養谷川、大谷川、牧良川等々の災害復旧に要する測量設計委託料でございます。

次に、目 2 の道路橋りょう災害復旧費は、これも国の災害復旧や事務に必要な県との協議、調整、そういった事務に要する職員の出張旅費等を計上しております。

委託料について、でございますが、道路災害復旧測量設計業務委託料 1 億 9,443 万 9,000 円でございます。7 月豪雨災害で被災した町道でございますが、牧良線、永岡線、猪鹿倉横谷線等々の災害復旧に要する測量設計委託料でございます。

以上、河川、道路橋りょうの災害復旧の財源となる歳入のほうでございますが、土木費国庫負担金で、1 億 5,652 万 7,000 円を計上しております。今後、災害復旧事業として災害査定等を受けて協議をされていくところでございますが、補助率の増嵩、そして補助裏として考えている地方債として災害復旧事業債等の協議が今からでございますので、今回の補正では、財政調整基金等の一般財源で計上して、充当させていただいて、協議が整い次第、今後の議会で財源更正による補正予算をお願いしたいと考えております。

次に、歳入でございます。10 ページでございますが、歳出で説明の中で、歳入の部分も一部説明していますので、それ以外のものを説明します。

11 ページでございますが、款 19 繰入金は、今回の補正財源として財政調整基金繰入金 2 億円を計上いたしております。

次に、款 20 繰越金は、今回の補正財源として 1,519 万 6,000 円を計上いたしております。

15 ページ以降に給与費明細書を載せております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2 番（椎葉弘樹君） 13 ページの美術館費についてお尋ねします。今回上がっている予算というのは、実際のデジタルアーカイブ事業全体の完結する事業費なののでしょうか、それともデジタルアーカイブ事業が複数年に渡り実施して、その前段となる予算なののでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） これは、3 か年を予定した事業で、まず初年度ということをお願いしたいと思います。6 月 5 日の全員協議会の説明のときには、2 か年ということで御説明差し上げていたわけですが、集中豪雨の後に、ちょっと文化庁のほうから連絡がありまして、減額という内示がございました。になるだろうということで、そちらを修正して、全国からの要望が多くて、どうしても配分が少なくなるということで、8

月になって、交付決定がきたところで、3か年ということで、最初の1年ということで、計上しております。

○2番（椎葉弘樹君） 今回上げられている予算は、このデータにデジタルデータとして落とし込む作業も含んでいるのか、それとも紙資料を整理するまでの人件費なのか、議案説明書を見ますと、令和3年度以降に、データスキャンのことが書いてありましたので、おそらく紙資料の整理までかなと思っているのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 本年度は資料の分類整理、保存状態の改善が主なものでございますけれども、これからデータベース化していくための準備のために、目録の作成を行うところまでいきたいと思っております。そして、この補助事業そのものが文化庁のメディア芸術データベースに登録公開というのが必須になっておりますので、データ入力は目録作成とかを含めまして、そういったところまでいくというところで考えております。

○2番（椎葉弘樹君） ここで気になるのが、維持管理費になります。議案説明書を見ますと、いろんなサーバー構成等も書かれております。この事業というのは、総事業費でどの程度を見込まれているのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時30分
再開 午前10時31分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育課長（北崎真介君） 一応、3か年で600万円から700万円ということで、今考えております。ただ、サーバーの能力的に、ちょっと将来的に不安がございますので、そういったところを考えますと、700万円近く行くのではないかと今のところ考えております。

○2番（椎葉弘樹君） この600万円から700万円の経費の内に、初期費用とランニングコストに分けた場合には、大体ランニングコストでどのくらいかかる予定でしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 年間ランニングコストは、約40万円というところで計算しております。

○2番（椎葉弘樹君） 本町においては、この600万円から700万円。そして運用費40万円程を見込む事業となりまして、意外と大きな予算となります。そこで、今回の予算に計上してあります資料の整理分、これは、以前全協等のほうで説明を受けました収蔵方針、これに基づいて行われると思っておりますが、その収蔵方針というのは、もう既に準備

ができているのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ文書化したものはございません。ただ今後、有識者会議を設ける予定で、もう選定も進んでおりまして、その中ではっきりした方針を立てるということで進めております。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、その収蔵方針が早急に決められて、残りの日数で、この整理をされるという、今年度中に整理をされるということで、理解しましたが、その認識でよろしいでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、もちろん、整理だけじゃなく、保存状態の向上も考えておりますので、そういったところで、同時並行して、ちょっと期間がもう短こうございますので、並行していきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 最後に町長のほうにお尋ねします。このデジタルアーカイブ3か年の事業になります。そうしたときに、本町が平成28年から作っておりました、まんが美術館活用計画。これが5か年計画で、今年度が最後の年となっております。その中に、デジタルアーカイブ事業というのが盛り込まれておりましたので、今後、この活用計画を見直して、このデジタルアーカイブ事業の活用に向けた取組というものも必要になってくるかと思えます。この活用計画の更新というのは、考えておられますか。

○町長（長谷和人君） 御指摘のとおりでございまして、この活用計画、本年度で終了するというごさいましたので、教育課のほうと打ち合わせまして、この期間を延長するというごさいまして協議が済んだというところでごさいます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 14ページにごさいます流木の処分の委託料も出ておりますけれども、なかなか流木の処分というのが進んでいないように見受けられております。台風シーズンもまたやってきてですね、大きな雨が予想される場所ですので、早い段階での流木の処理というのを進めていただくべきだと思いますけれども、その予定といたしますか、今日予算が可決されて、すぐに取り組みでもらうかたちになればと思うのですが、なかなか業者のほうも、一杯一杯かなと予想するところですが、そのへん対応については十分できるのでしょうか、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 流木のほうにつきましては、現在、畜産センターのほうに置いておるわけでごさいますけれども、これについての処分につきましては、処理場のほうにちょっとお願いするようにしております。今のままでありますと、やっぱり病虫害であったりとかも考えられますので、できるだけ早くいたしまして、予算的には約600立米程見込んでということで、今後のことも見込んでということもありますので、できることから、早急にしていきたいというふうには思っております。

○6番（金子光喜君） 置いてある流木の処分というのは、そういったかたちで、早急

に進めるべきだと思います。またそこに新しく、今まだ川に残っております流木を早く持ってくる必要があるということでお尋ねしたわけですが、そのへんについても、しっかり対応については協議されているのでしょうかお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 専決処分のほうでお願いしたものは、大体、土砂上げ等が主なものでございました。まだ予算的にも残が残っておりますので、そこについては、また業者のほうともですね、業者さんのほうについても、いろいろ元々の手持ちの仕事もあろうかと思っておりますので、その調整を、また図りながら、進められるものは、進めていきたいというふうには思っております。

○6番（金子光喜君） くどういようですけれども、台風シーズン前にはですね、しっかりと河川に残っております流木等の処理を早めにしていただくことを、心から希望します。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 今高橋総務課長のほうから災害の説明はございましたが、議案説明書の中に、災害箇所が提示してあります。その中でまだまだ災害が、山奥に入ったりとすると、まだまだ災害箇所があるじゃないかと思っておりますが、どのくらいあって、いつぐらいまでに、災害査定できるものなのか、完全に、それをお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 国の災害復旧工事に対応できるものが、林道のほうでございます。林道のほうにつきましては、5本というところで、先ほど総務課長が話したところですが、林道のほかに作業道等がございます。これにつきましては、上球磨森林組合さんのほうにお願いいたしまして、まず被害箇所等を報告いただいたところでございます。その被害報告におきまして、昨日からですが、作業道につきましては、担当のほうが現地のほうに入りまして、詳細な情報をとっているところでございます。

林道の災害復旧につきましては、特に牧良地区におきましては、町道であったり、河川であったり、そういうようなところの奥のほうになる林道でございます。またそこには、山腹崩壊等がございます。山腹崩壊につきましては、県のほうの事業になりますので、そこらの調整を行いながらということで、本年度できるものは、林道のうち、2路線くらいではないかなと、そして、工事がいつまでか分かりませんが、2路線は今年度できれば発注したいというふうには思っております。残りの林道の3路線につきましては、先ほど申しましたとおり、町道であったり、河川であったり、山腹崩壊等の絡みがございますので、そこらの調整を行いながら、まだ時期的にはっきりは申し上げられませんけれども、3年後になるのか、4年後になるかということも、関係機関とも調整を行いながらやっていきたいというふうには思っているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 災害が、大きな災害もまたあるかと思えます。そのときに、新聞にもちょっと書いてありましたように、非常災害にさせていただき、県あたりの委託、

国あたりの委託あたりは、どういうふうにご検討されているのかお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今回の災害につきましては、大変激甚な災害であるということは、これまで全協等で、議員の皆様方へ、お知らせをしてきたところでございます。私のほうも、災害の状況が分かりました時点で、県のほうにもまいっておりますし、それから国有林が、本町の場合は非常に多おございますので、営林署の所長のほうにもお会いいたしまして、いろんなかたちで要望をさせていただいておりますし、国のほうにも9市町村揃いまして、緊急要望等も行ってきているということでございます。

で、加えまして、今回、補正を計上させていただいておりますけれども、今回の委託の中で、早速、業者を選定させていただきまして、契約をさせていただくということで、本格的に、その災害の状況、いわゆる延長なり、その災害の部分の工事費等の部分がわかってくる、ただ査定がございますので、その分については若干、上下する可能性がございますけれども、先ほど補正予算の中で説明いたしました、23億円というのは、あくまでも、今見込みでございます、これも多くなる可能性が十分あるのだということも、御認識いただければと、かようにも思っておりますし、加えまして、今回、激甚も指定される見込みでございますけれども、かなり大きな額でございますので、それが例えば、95パーセントだったとしても残りの5パーセントにつきましては、本町の財政で負担しなければいけないということで、本町のほうも、財政、大変厳しゅうございます。そういうことで、災害復旧事業債等も活用しながらですね、今後行っていかなくていけない、そういうところで、認識をしているところでございます。随時、査定のほうも、来週からでございますか、沓川地区の町道を手始めに、順次行っていく予定でございますけれども、如何せん、まだ契約等が、まだ終了しておりませんので、これから、ようやく災害復旧に向けて、舵を切っていくという状況が始まるということで、御認識していただければというふうにご検討しているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 今多々説明を受けましたが、町長の災害復旧、復興の期間はどのくらい見込んでおられるのかをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 一つには、単年度におきましてですね、私としては、優先順位で、農地、農業用施設を優先的にやりたいと、ただ箇所数が非常に多ございますので、私が思っているのは、来年の田植え時期には、何とか復旧できないかというのは、まず1点だと思いますけれども、ただ先ほど農林振興課長のほうも答弁しておりますように、林道は全部袋小路でございます、手前から、ずっと行っていかなくてはいけないという部分もございます。それを含めると、最長で3年から4年位はかかるのではなかろうかと、早期の復旧というのもあるわけでございますけれども、そういう事情もあるし、現状といたしまして、町道が完了して、そしてその上に林道でございますので、町道が整備しないと、その上の林道ができないという路線等もございますので、林道は後回し

になる、後年度になるという状況も現場においてはあるのかなというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 今年の8月17日に人吉新聞にも出ておりますが、水上村で、単独事業で、災害復旧補助金要項ですね、水上村のほうは、出しておられます。町としては、その方向は考えていらっしゃるのか、そのへん、お考えを聞きたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今お隣の町村の事例を今議員のほうから、お話を聞いたところでございますけれども、先ほど味岡議員の中でも答弁させていただいたように、本町大変、財政が厳しいところがございまして、そこらへんを私勘案したのですが、できましたらば今回、激甚災害ということで、高率の補助になるということもございまして、できましたらば今回、激甚災害ということで、高率の補助になるということもございまして、農地、農業施設等が、約4億円ございまして、で、この中で95パーセントの高率補助だったとしても、5パーセントでございまして、2,000万円位になりますか、負担となりますのが、そういう場合につきましても、できましたら私としては、現時点では、一部又は全部免除させていただきまして、分担金を徴収しないと、そういうふうな方向で、今思っているというところでございますけれども、これにつきましても、議会の皆様方の、議員のほうの御意見も拝聴させていただきまして、私としては、今後本格的な工事の、補正予算の時点で、そこらへんも御相談しながら、させていただきたい。そういう、今現時点では思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今町長のほうから御説明いただきましたが、やはり農地のほうは、特に高齢化が進んでおります。その中でやはりこう、先ほど町長も分担金を取らないということをおっしゃいました、分担金が発生しますと、やはり高齢化になっていらっしゃる方は、農業をやめようという方も出てくるのではなからうかと思われまして。そういったかたちで、今後ですね、そういったかたちでの取組を、町長の思いを貫いていただきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） これは、聞いておかなければならないだろうということで、特別定額給付金です。国のほうの制度として、一人当たり10万円の給付金ということで、さまざまに、いろんなことを想定しながらですね、事故がないように、間違いがないように取り組まれたと思いますけれども、本町の場合は、非常に早く執行部のほうが対応して、支払のほうもスムーズにいったと聞いておりますけれども、現時点で町民の方には、漏れなく、希望される方には、漏れなく、支払がスムーズにいったのかお伺いさせていただきたいと思います。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、今回ですね、定額給付金のほうは、8月5日を持ちまして、希望された方には、全世帯、全員に給付は終わっております。

○6番（金子光喜君） 給付はしっかりできたということで、非常によかったと思います。ただ、いろんな事件とか、そういうようなものも懸念されておりましたので、そのへんも併せて周知いただきながらされたと思いますけれども、特にそういう事件に遭われたとか、そういう方は、おられなかったのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、そういう情報のほうは、今のところ入っておりません。これも、ちょっと県のほうから通知がありまして、この特例給付金のほうです。2か月期間を延長するというので、この7月の豪雨災害がありまして、人吉球磨のほうの地域的に、全地域において、給付を特例で期間を延ばすということになりまして、うちのほうが、10月14日まで、一応また期間を延ばしております。その後実績報告等を出すことになっておりますけれども、今のところ100パーセント給付しておりますので、対象者の方は、いらっしゃらないかと思いますが、一つに、湯前町に住所を設定されなくて、4月の28日時点で住所に住んでおられたという方に対してはですね、遡って給付というところがあります。そういうところの、もしも湯前町のほうに、そういう方がいらっしゃったら、申請をしていただきたいなと思っておりますけれども、一応10月の14日までは、ちょっと特例のほうで、期間が延長されております。先ほど言いましたように、こういう事件性のものは、ちょっとうちのほうには、情報的に入っておりませんので、なかったと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） これは、町長にお尋ねいたします。先ほど、金子議員がおっしゃいました10万円につきましては、国のほうからのかたちでございますが、第2弾を町単独としての、他町村が商品券あたりの発行を各住民に。

○議長（倉本 豊君） 遠坂議員、議題外になるかもしれない。

○1番（遠坂道太君） それなら、寄附金についてですね、町長、どのように考えておられるのか、そのへんについて、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 今の寄附金の前の、ちょっと申し訳ございませんが、もう一回、質問をお願いしたいと思います。申し訳ございません。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時52分

再開 午前10時53分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○1番（遠坂道太君） 私の質問が、議題と外れますので、9月の定例会のほうでさせていただきますと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 12 ページですか、町民に伺います。災害復旧管理費というのが上がっております。災害復旧係というのを、特段、今度設けられ、そして課の枠を超えて人間を招集されてこの対策係ですか、を作って事務所を新たに作られた。ここで結局、農地、河川、ありますよね、課が、これを超えて今度の災害、多分激甚になるのだろうと思いますけども、この災害に向けて対応するだけ、専用に向けて、この係を作られたとは思うのですけども、課、課の一般業務というのは、災害の部分に関しては、今度の特段の部分に関しては、この係のほうで一括して行うというふうに考えてよろしいのですかね。

○町長（長谷和人君） 今度、新設させていただいております。建設水道課、それから農林振興課に災害復旧係を設けさせていただいたところでございますけども、まず私といたしましては、ちょっと質問の趣旨と違うところに、私説明するかもしれませんが、実は、前も御説明したと思うのですけれども、今回の災害復旧、大きな山が2つ、今年度はあるというふうに思っております。1つはですね、今先ほどから説明しております災害査定の準備のための申請の書類が必要だということでございます。で、5,000万円以下だったでしょうか、ちょっと金額間違っておったら申し訳ないのですけども、個所数が熊本県の、今回の7月豪雨災害については、多いということで、机上査定になる可能性が非常に高い、本町、それ以上の額になると思うのですけども、そういう場合には、現地での査定になります、机上査定というかたちになります。こういう場合につきましては、写真等の管理によりまして、査定官なり、事務官がこれを見て、査定するわけでございますので、現場におきましての写真撮影関係につきましては、非常に、カメラマンは一人ですらよろしいわけでございますけども、ポールを持ったりするとかというのは、何人も必要であるということで、各課をまたぎまして、建設水道課なり農林振興課で経験をした職員につきましては、併任辞令を出させていただいたということでございます。

で、加えまして、専任辞令ということで、1名ずつ配置したわけでございますけども、それにつきましては、あくまでも災害復旧に特化して、事務作業をやっていただくというふうなことでございます。

それから総務課長も先ほど説明いたしました、県のほうにも、町村会にもお願いいたしまして、派遣職員を、これは、県内か県外か分かりませんが、2人ずつお願いできないか、この方につきましては、当然、専従の職員として災害復旧を担当していただく、これも味岡議員に説明いたしました複数年にわたりまして、災害復旧の係が必要でございますので、そういう対応で本町としては、災害復旧復興への舵を切っていくということで、8月1日で異動をさせていただいたと、そういうことでございます。

○3番（森山 宏君） 町長がおっしゃるのは分かります。ただ私として、確認だけで

すけれども、建設水道課にしても、課で通常業務がありますよね。で、この新しく作られたこの係というのは、災害に特化したというのは当然分かります。設計までいって査定を受けなければいけないと、で、それに特化した事業だけを、まず激甚なので5年かかりますよね、終了するのに、その間の部分かなど。だから、通常業務は並行して課、課で行っていく、災害じゃない部分ですね。災害に関しての部分の特段の今度の係というふうに理解してよろしいのですか。

○町長（長谷和人君） 現在の今の建設水道課、それから農林振興課の職員につきましても、災害復旧係の併任辞令を出させていただいておりますので、そういう事務が集中するときには、平常の通常業務を少し災害復旧係のほうに力を注いでいただきまして、事務対応をしていただくと、そういう意味でございます。ちょっと森山議員、私、説明の不足があるかと思えますけれども、御理解の程よろしくお願ひしたいと思っております。

○3番（森山 宏君） はい。別の建物で別枠の事務所を、単独の事務所を、係の事務所を建てられるわけですね。で、プレハブ設置、各備品を設置、公用車まで準備されると。そこに専任というかたちじゃないのですか。併任と、辞令の部分でおっしゃるのでしょうか、各課からその部屋、事務所に特化して専任で行くというふうな捉え方ではないですかね。

○町長（長谷和人君） 当然、専従の辞令を出している職員につきましては、そういうかたちで、今回、今造らせておりますプレハブの事務所のほうに行きますし、それから派遣の職員の皆様は、今予定しておりますが4名の方につきましても、こちらのほうに行っていただくということで想定しております。

加えまして、そこに当然、農林振興課の課長、それから建設水道課の課長のほうも、そちらに災害復旧の事務関係につきましても、当然、協議は必要でありますので、そちらにも机を置くということで、二本立てで置くということでございますので、人間の、小さな災害復旧なら、今の事務所を使っただけで十分でございますけれども、今回、当然、全部で6人になるわけでございますので、事務所が手狭だということで、実は下の、洋会議室の隣の部屋を使おうかというふうに思ったのですが、コロナの状況でございますので、それなりのやっぱり事務所を設けたほうがいだろうということで、判断させていただいて、予算を立てさせていただいたというところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 42 号、「令和 2 年度湯前町一般会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 5、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によって、お手元にお配りしました次の議会の会期、会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本臨時会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和 2 年第 5 回湯前町議会臨時会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前 11 時 02 分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員